

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	送付委員会名
6 年 第 2 号	6. 2. 7	<p>子どもの貧困とギャンブル依存症等の因果関係を解明した上で、早急に「ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定を求める陳情</p> <p>ギャンブル依存症はその本人やその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせる。多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせている。</p> <p>国会では、ギャンブル依存症等対策基本法という法律が作成された。そこには国の責任、地方自治体の責任、国民の責任、教育機関の責任、関係事業者の責任等が示されており、都道府県においては、「ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定が求められている。首相官邸ホームページによると、令和4年3月時点において全国47都道府県中、令和4年度までに作成予定の都道府県が36都道府県あり、残りの11都道府県は令和5年以降に作成とあり、茨城県もそこに含まれている。</p> <p>現在、子どもの貧困も叫ばれているが、子どもの貧困と親のギャンブル依存症は因果関係があるはずである。これら2つは、密接な関係があり、決して別々の問題ではないからである。よって、茨城県においては、子どもの貧困とギャンブル依存症の因果関係を明らかにしたうえで、「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するべきだと考える。</p> <p>ギャンブル依存症は、本人の努力のみでは治療することが難しいが、家族のみで解決しようとして手遅れになることが少なくない。早めに専門家に相談し治療を開始することが大切であり、そのためには、県民一人ひとりが未然にそのような知識、情報を持つことが必須である。そして、その知識の普及こそ茨城県の役割であり、「ギャンブル等依存症対策推進計画」前でも、知識普及の啓発活動を開始するべきだと考える。</p> <p>よって、茨城県から子どもの貧困及びギャンブル依存症を撲滅するために、以下陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの貧困とギャンブル依存症の因果関係を解明した上で、早急に「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定すること。 2 「ギャンブル等依存症対策推進計画」策定前でも、ギャンブル依存症に対する知識を県民に普及させるために、地元新聞・テレビ、茨城県の広報紙やネット発信を開始すること。 	ギャンブル被害を無くす沖縄県民の会 代表 砂川 竜一	保健福祉医療